

平成31年 第2回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年2月13日(水)
午前10時00分から午前10時50分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (16人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
5番 中山克己 7番 池田 実 9番 綱島孝晴 11番 古林久和
12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫
16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (3人)
農業委員 6番 松本正幸 8番 神谷泰行 10番 山懸将伸
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第9号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変
の審議について
日程第6 議案第10号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第7 議案第11号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利
用集積計画の決定について
日程第8 議案第12号 農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配
分計画に係る意見について
日程第9 報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
届について
日程第10 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 藤田美紀
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆様、改めましておはようございます。
ただいまから平成31年2月総会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 失礼します。おはようございます。お忙しい中、ご苦労さまです。
暦の上では春ということでございますが、先日から少し寒い日が続いており
ます。比較的、ことしは暖冬ぎみだということで、これぐらいがいいのかな
というふうに思います。2月になったら日の光の強さといいますか、少し、
ああ、変わってきたなという感じもいたします。春が待ち遠しいこのごろで
あります。

先ほど事務局のほうからもお話がありましたように、先月16、17と視察
研修ということで兵庫県のほうに行ってきました。皆さん大変ご苦労さまで
した。丹波市のほうも案内といいますか、とても良い説明をしていただきま
して非常に歓迎していただきました。改めてお礼を申し上げたいというふう
に思います。あそこは全国的に有名な産地といいますか、クリ、それから大
豆、大納言小豆はあそこは日本一だというふうにおっしゃっておいりましたけ
ど、その3品目を生産から加工、販売と一手に手がけて地域のために頑張っ
ているというようなところだろうというふうに思います。我々も大変見習わ
なければならぬところがたくさんあるかというふうに思います。これを生か
して、真庭市のほうも、またいろんないいものを取り入れていけたらとい
うふうに思います。また、この視察研修は3年に1回、農業委員会では行っ
ておりますけど、年に1回ぐらいはやっぱりこういう新しい先進地を見るこ
とがいいのかなというふうにも思います。今後、事務局のほうとも検討して
いきまして、年に1回ぐらいは何とかやっていきたいなというふうに思っ
ておりますので、皆さんもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、2月8日付の全国農業新聞のほうに出ておりました農地中間管理
事業の見直しということで、今通常国会に出されるということで、その骨
子が発表されております。人・農地プランの実質化を柱とし、地域の話し合
いでの農業委員会の役割を法律で明確化するというふうに農水省が考えたあ
れだろうというふうに思いますけど、今後農業委員会の役割というのが非常
に大きくなっていくというふうに感じております。今後、この国会を通っ
たならば、近い将来そういうことになるだろうと。地域との我々のつなが
りをもっともっとやっていかなければならないことだろうというふうに思
います。農業振興が大事だというふうに思います。そのために、こういうこ
ともやらなければならぬということでございます。事務局委員会、一緒になっ

てこれに取り組んでいけたらというふうに思いますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、2月の総会をやりたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は3名です。6番委員、8番委員、11番委員よりその旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員は、19名中16名で定足数に達しておりますので、2月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、議事録署名委員は、3番委員、4番委員を指名いたします。

日程2、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は6件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆3,027㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。それでは、番号1につきまして報告させていただきます。

本件は、地区担当推進委員の方が2月3日に意見調査を行われておりますの

で、報告させていただきます。

譲渡人は、今回が本年度4件目の申請になるわけですが、岡山に在住しております。現在病氣療養中でございます。実家のほうに農地が五、六反ありまして、順次処分をしていくという一環でございます。農地を農地として権利移転するというので、大変いい状況ではないかと思われま。片や、譲受人でございますが、推進委員の方でございます。申請地と実家とは、自分の家とは若干離れておりますけれども、自分の耕作地が近所にあります。近くにありまして問題ないと思われま。また、3条の許可要件でございます。下限面積等、全てを満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号2でございますが、市外の譲渡人が、美甘の譲受人に、申請農地、田1筆76㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 それでは、3条、番号2についてご報告申し上げます。

2月6日に、現地において調査を行っております。権利移転する事由の詳細につきましては、譲受人は長年にわたり道路拡張の折にわずかに残った申請地を管理されていましたが、譲受人の子供さんが申請地の左側に住宅を建築されることとなり、友人でもあることから、このたび贈与の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものでございます。譲受人の耕作状況等につきましては、譲受人は現在夫婦で農業に従事されておられます。譲受人に話を聞いたところ、現在所有している農地については基幹産業の一部を委託している農地もありますが、全て耕作を行っており、また申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。

以上のことにつきまして、よろしく審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆969㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願い

いたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。3番について説明します。

この件は、地元推進委員さんが聞き取り調査を行い、そのご報告をいたします。

譲受人と譲渡人の関係でございますが、おいとおじに当たりまして、おじであります譲渡人は県外に在住しておりまして、譲受人の父の代から耕作を請け負っておりましたが、このたび譲渡人が高齢であるため、もう農業ができないということで買い受けるものでございます。譲受人は兼業農家ではありませんが、熱心に農作業をされており、今後も耕作には支障ないと思われまので、以上よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号4でございますが、落合の譲渡人が、農業廃止によりまして、久世の譲受人に、申請農地、田1筆1, 815㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

2月2日に譲受人と現地を確認して、詳細についての話を聞きました。譲受人と譲渡人は、譲渡人の実家の近所で知り合いということでございます。譲渡人は父親の死亡により農地を相続しましたが、結婚しておりますので管理ができないため、管理を近所の方をお願いしておりましたが、近隣の土地を耕作している譲受人と売買による話がまとまり権利移転を行うものでございます。譲受人は若手の担い手であり、家族で水稻、野菜、また黒豆などをつくっております。トラクター、米の乾燥施設、田植え機、管理機等、農作業に必要な農機具は全て所有しており、申請の土地にはハウレンソウやコマツナなどの野菜を作付する予定で、今後十分耕作していくものと思われま。したがって、今回の権利移転については問題ないと思われまので、ご審議方よろしくをお願いいたします。なお、指摘事項はございません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号5でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、勝山

の譲受人に、申請農地、畑1筆145㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号5につきましては、2月2日、譲渡人、この方代理ですが、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。なお、譲渡人本人には遠方のため、電話で確認をしております。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は平成7年、相続により当該農地を取得し、草刈り等管理を行ってききましたが、高齢となり、住居も遠隔地であるため、売却を検討してきたところ、隣地を耕作しております譲受人と売買の話がまとまり、権利移転の申請をするものです。譲受人の耕作状況でございますが、譲受人は妻、義理の父、義理の母とともに商業の傍ら耕作をし、農機具もトラクター、耕運機、管理機、草刈り機等を所有し、今後も耕作を続けていくものと思われま。その他の指摘条項は特にございません。審議方よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号6でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、田1筆71㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。番号6について、地元推進委員が申請人と会いまして調査しておりますので、ご報告させていただきます。

2月3日に申請者、譲受人と現地で確認をしております。申請者の申請の理由ですが、申請者の農地が道路の拡張により少なくなっていて、構造改善の際に譲渡人との間で贈与の話ができていたのでありますが、そのままになっていて、今回の申請となったものであります。申請人は兼業農家ではありませんが、稲作を熱心に行っており、機械器具等もそろっております。問題ないと思われま。よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただき

ます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（ ）は、既存のライスセンター内の一画を野菜選果場に代用していましたが、近年出荷量が大幅に増加し手狭となってきたため、平成30年2月9日に農業委員会総会に諮り取得した申請地、田1筆1, 013㎡を、野菜選果場1棟を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 万円、建物施設 万円。費用の内訳として、 万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、造成排水施設計画平面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

この件は私が担当ですので、説明をさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたように、2月8日に当 の部長より、担当部長より話を伺いました。近年、選果場の統合等を当 は進めておりますし、またネギ等の作付面積が非常に伸びております。現在、ネギの

選果場を■■■■南に設けておりますけど、そこが狭くなったということでございます。そこで、選果場の北側にあります育苗センターの一角を選果場にして、新しく建てるという計画でございます。そこにはナス、ネギ等の選果を行いたいということでございまして、組合員さんの利用を促し、またそういうことで農業振興に努めたいということでございます。申請地の位置ですが、■■■■の農場の東側でございまして、■■■■との間の農地でございます。周囲の状況ですけど、東側は育苗センターの農地、西側は市道、南側が道を挟んで選果場、それから北側が育苗センターの農地となっております。周辺農地への影響はないものというふうに思われます。

以上、ご審議のほうをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入りたいというふうに思います。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹

議長。

議長

はい、事務局。

主幹

議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は、3件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在同居家族6人で借家で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、現在宅地のある土地に隣接する申請地、田1筆574㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、駐在所の建築敷地の残地部分であ

り、一般住宅の転用許可面積500㎡以上となりますが、父親が配達業の仕事をされており、預かり物を保管する倉庫の建設を計画されていますし、残地部分が狭小となるため、隣接する農地と一体的な利用も困難なことから、転用はやむを得ないものと考えられます。申請地は2種農地と判断されません。転用に伴う費用は、土地購入〇〇〇〇万円、土地造成〇〇〇〇万円、建物施設〇〇〇〇万円。費用の内訳として、〇〇〇〇万円。建ぺい率は30%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号1番につきまして、2月3日、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人は現在妻、子供、父親、母親の6人家族で住んでいますが、子供が大きくなり、現在の住居では手狭になったことと、現在の住宅が車の駐車場が狭く、現在譲受人所有の車は隣接しております〇〇〇〇にとめさせてもらっているようなことから、新たに自己住宅を建築するために近隣の土地を検討していたところ、同じ集落内の譲渡人との話がまとまったことから申請を行うものです。申請地の位置ですけれども、申請地は現在譲受人の住宅のすぐ西隣で県道に面した場所にあり、〇〇〇〇の北側に位置しております。周辺の状況ですけれども、東が現在の住居、西が宅地、南が県道を挟んで〇〇〇〇、北が田です。周辺農地への影響ですけれども、申請地に隣接した農地がありますけれども、本申請は一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われしますので、審議方よろしくお願いたします。その他指摘事項もございません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 済みません。先ほどの説明です。私、同居家族6人で借家だと説明しましたが、申しわけありません。同居の6人家族です。訂正させていただきます。申しわけありません。

番号2でございます。

申請人、譲受人（市外）は、母が亡くなられたことにより母の実家が途絶えたため、この実家の祭祀を承継し、今ある墓を亡き母の祭られた墓の隣に移

設するため、申請地、畑1筆20㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、墓地として転用するため、申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費は譲渡人と受け人は親子であり■■円、土地造成■■万円、建築費も土地造成後に墓石の移設のみのため■■円。費用の内訳として、■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 議案番号2番につきまして、これも2月3日に譲渡人立ち会いのもと、現地調査を行いました。転用する事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人は親子の関係になりまして、このたび譲受人のほうは母親、お母さんのお墓をすることになりましたが、現在の墓地が手狭なことから隣接する畑を墓地用地として申請するものです。申請地の位置ですけれども、国道313号線から県道栗原有漢線を南に入ったところの■■の南西約50mほどのところに位置しております。周辺の状況ですけれども、東が宅地、西が宅地、南が私道、北が宅地になっております。周辺農地への影響ですけれども、周りに耕作している農地はなく、また近隣の住民にも墓地に転用するための同意は得ております。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 4ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（落合法人）は、住宅を取り壊した後の土地を購入し、分譲宅地2区画の造成を行い販売する計画を立てましたが、区画が少し狭いため、北側の申請地、田1筆58㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、関連地との合計で337.94㎡を、分譲宅地として転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、分譲する敷地が狭いため、譲渡人の田1筆を分筆した土地と、その分筆した田への進入路を整備し交換する計画となっていますが、敷地の拡張は分譲地を整備する譲受人からの要望によるものであり、等価交換ではなく、土地購入費として■■万円を支払うと譲受人に確認をとっております。これにあわせて、土地造成■■万円。資金の内

訳として、 万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

この件は推進委員さんが調査されましたが、私が報告をさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありましたように、経緯ですけど、31年2月8日に推進委員さんが現地確認をされております。私のほうも11日に現地確認させていただきました。譲受人は住宅宅地を購入しまして、そこに2戸の住宅を建設する計画でございます。その際奥行きが少し狭いということで譲渡人の農地の一部をいただきまして、それで宅地を広げて建設するということでもございました。譲渡人もここに自分の畑に行く進入路が少し不便だということで、新しくその宅地の西側の端を進入路として交換したいということで、申請地を譲受人がもらい、宅地の区域を広げたいと話がまとまったものでございます。申請地の位置ですけど、181号線沿いの の北東に当たりますが、市道を挟んで約30mぐらいのところでございます。国道からは約100mほど離れているというふうに思います。周囲の状況ですが、東は通路で宅地でございます。西側は水路、川が流れております。南側は宅地でございます。北は田となっております。周辺農地への影響ですが、売り渡し人の残った農地は日当たりが少し悪くなるというふうに思いますけれども、それは納得済みで話をされておられるということで、ほかの農地への影響はないものというふうに思います。

以上でございます。よろしく審議していただきたいというふうに思います。それでは、以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

は、原案のとおり可決されました。

日程5、議案第9号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画の変更の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 議長。

議 長 はい、事務局。

主 幹 議案第9号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について。

本日、審議していただく案件は1件でございます。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、平成29年12月8日付、真農委指令第412号で農地法第4条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由でございますが、申請人は当時、娘が行う英語教室の新規募集に間に合わせるため、教室1棟、露天駐車場877㎡の計画を立てられ、分筆登記完了前に現地測量図を用いて転用申請を行いました。転用許可通知後の確定測量を行う際に該当する2筆全体の面積に変更はありませんでしたが、議案にも記載しておりますとおり、分筆後の2筆それぞれの面積に数㎡の誤差が生じてしまい、整備完了後の地目変更登記ができないため、転用許可面積の変更を申請するものです。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、担当推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 地区担当推進委員です。

議案番号1号につきまして、2月6日に申請人立ち会いのもと、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、申請人は娘さんの学習塾の駐車場をするために測量を行い、許可申請を行い、許可申請後、工事を行い、工事完了後、確定測量を行った際、分筆後の2筆に面積の誤差が当初より計1㎡増になったために申請するものです。申請地の位置なんですけど、国道313号線、XXXXXXXXXXより300m東にあり、申請人の自宅から50mほど離れており、申請人の娘さん宅に接した位置です。周囲の状況ですが、東、市道、西、宅地、南、田、北、田。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地がありますが、露天駐車場がメインのため、周辺

農地への影響はないと思われます。その他指摘事項はありません。
以上なので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませぬか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用事業計画の変更の審議については、原案のとおり可決されまました。

続きまして、日程6、議案第10号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願ひします。

主事補

議長。

議 長

はい、事務局。

主事補

議案第10号について、6ページをお開きください。

議案第10号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、平成31年2月13日付で公告の予定でございませぬ。本日上程されまました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全62筆ございませぬ。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてゐると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、お目通しをお願ひいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませぬか。ございませぬか。

<「質疑なし」の声>

議 長

それでは、これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程8、議案第12号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事補

議長。

議長

はい、事務局。

主事補

議案第11号について、13ページをごらんください。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第12号について、15ページをお開きください。

議案第12号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。

案といたしまして、平成31年3月27日付で公告の予定でございます。

配分計画案については、議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借り手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。

全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第11号、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第12号、農地中間管理事業法第18条5項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第3号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届について、日程10、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いします。

主事補

議長。

議長

はい、事務局。

主事補

23ページをお開きください。

報告第3号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届については、次の3件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者及び農地所在地は落合です。畑740㎡のうち6㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号2でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者及び農地所在地は落合です。畑155㎡のうち6㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号3でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者は市外、農地所在地は湯原です。田1,976㎡のうち6㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

続きまして、24ページをお開きください。

報告第4号、農地法18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、賃借人、賃貸人ともに久世です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号2でございますが、賃借人、賃貸人ともに久世です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 日程9、報告第3号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届について、日程10、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。どうぞ。

12番委員 前回お願いいたしました集積計画に新しいのか、更新なのかを示してほしいとお願いいたしましたところ、お忙しいのに本当にありがとうございます。感謝いたします。これをまた、例えば前にいただいた地図の上に落とし込むなどして、地域を知るきっかけにしていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長 ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

主幹 失礼します。事務局のほうからですが、この後、総会終了後に開催する中山間勉強会についてですが、この時計でちょうど11時を予定で、10分程度しかありませんけど休憩ということでお願いします。

後ろのテーブルのほうに参加していただいた方のお名前を記入していただく用紙を2枚ほど用意しております。お手数かけますが、サインだけお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 以上で2月総会を閉会したいというふうに思いますけど、次回3月総会は3月12日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前10時50分 閉会)